

死亡災害の撲滅・ アンダー190伊勢

～ 今月のトピックス～

7月1日～7日は、
「**全国安全週間**」です

7月は、
「**墜落災害防止強調月間**」です。

7月1日～7日は「全国安全週間」です。

～ 署長メッセージ～

令和3年度の全国安全週間は、

「持続可能な安全管理 未来へつなぐ安全職場」

をスローガンとして、7月1日から7日までの本週間として展開されます。

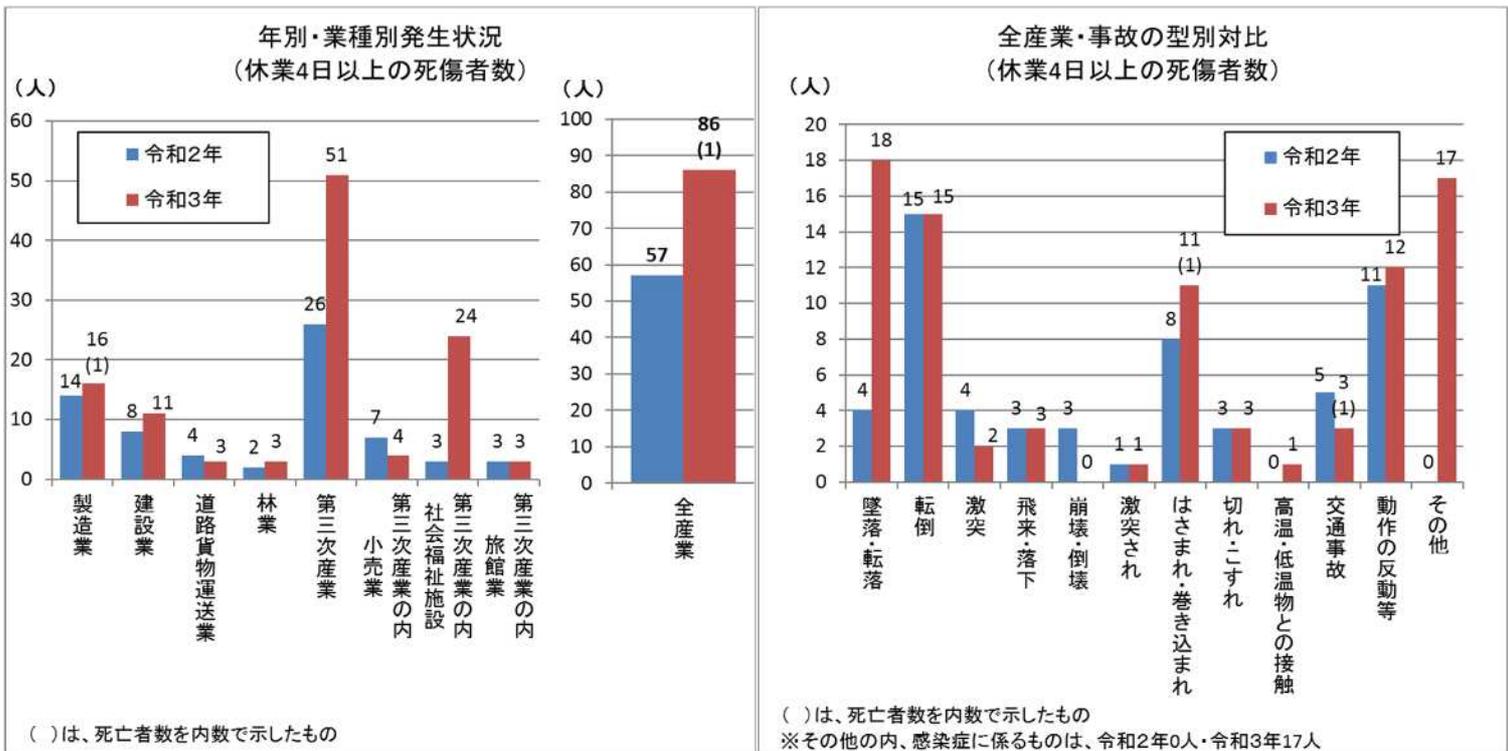
「持続可能な安全管理」という言葉が、今年度初めて打ち出されています。いわゆるSDGs「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」に通じるものと考えます。SDGsは、国連加盟193か国が2030年までの達成を掲げた目標で、人類が将来も継続的に暮らしていくために必要なものとされています。「持続可能な安全管理」はとりわけ、17の目標のうち「3 すべての人に健康と福祉を」、「4 質の高い教育をみんなに」および「8 働き方も経済成長も」に関連しています。働く高齢者の増加等の就業構造の変化や新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う社会情勢の変化等に対応し、将来を見据えた持続可能な安全管理を継続して実施していくことにより、すべての働く方が安心して安全に働くことのできる職場の実現を目標としています。

皆様の職場におかれましても、将来を見据えた「持続可能な安全管理」実現と至近の課題である「エイジフレンドリー職場」並びに「ゼロ災職場」の構築を実現していただくことを祈念いたします。

伊勢労働基準監督署長 古市泰久

令和3年労働災害発生状況（令和3年5月末現在）

全産業において、労働災害が増加しています。
墜落災害が大幅に増加！



三重労働局
熱中症予防ポータルサイト



学ぼう！ 備えよう！ 職場の仲間を守ろう！
職場における熱中症予防情報
<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>



墜落災害防止強調月間

墜落による死傷災害は、他の労働災害に比べ被災による重篤度が高くなっておりま
す。三重労働局・各労働基準監督署では、7月と12月を「墜落災害防止強調月間」と
して、墜落災害防止の取組を推進しています。以下の墜落災害防止のチェックポイント
により、対策の確認を進めてください。

□ 1 足場、屋根等からの墜落・転落災害を防止しましょう。

足場からの墜落災害は、墜落防止措置の不備、労働者の不安全行動や無理な姿勢に
よる作業、床材や手すり等の緊結不備により発生しています。

- ①足場には、法令に基づき、手すり、中さん等を設置してください。*
 - ②足場には、「より安全な措置」に基づき、上さんや幅木などを設置してください。
 - ③作業床の端、開口部には、囲い、手すり、覆い等を設置してください。*
 - ④フルハーネス型安全帯等の高さに応じた墜落制止用器具を使用してください。*
 - ⑤必要に応じて、墜落制止用器具を使用するための親綱を設置してください。*
 - ⑥床材、手すりなどの点検、補修を行ってください。*
 - ⑦作業手順を周知してください。
 - ⑧新規入場者教育など必要な安全衛生教育を行ってください。*
- ☑がない項目についても、現場の状況等に応じて措置を講じてください。*は未実施の場合、法令に抵触することがあります。

フルハーネス型
安全帯について



□ 2 はしご、脚立や階段からの墜落・転落災害を防止してください。

はしご、脚立や階段における災害は、移動中の足の滑り・踏み外しにより発生し
ています。その他、はしご脚部の滑り、脚立上においてバランスを崩すことによる
災害も発生しています。過去の災害事例を見ますと死亡災害も発生しています。

はしごや脚立の使用の前に、床面の広いローリングタワー（移動式足場）や作業
台などの使用を検討しましょう。

- ①移動中、足元の確認を徹底させ、踏み外しを防止してください。
 - ②はしごの上部・下部の固定状況を確認してください。*
(固定できない場合は、他の人がはしごを支えてください。)
 - ③はしごの上端を上端床から60cm以上突出させてください。
 - ④はしごの立て掛け角度を75度程度確保してください。
 - ⑤はしご、脚立から身体を乗り出さないように作業をしてください。
 - ⑥はしご、脚立の昇降時に手に荷物を持たずに昇降してください。
 - ⑦脚立の天板に乗って作業をしないでください。
- ☑がない項目についても、現場の状況等に応じて措置を講じてください。*は未実施の場合、法令に抵触することがあります。



はしご・脚立
チェックリスト



はしご・脚立
墜落災害防止



□ 3 荷役作業時における墜落・転落災害を防止しましょう。

荷役作業の災害は、荷台作業中の足の滑り、つまづき、体勢を崩すことや、降車時のス
テップの踏み外し等により発生しています。その他、荷の固定中に固定具が外れた反動で
転落する災害も発生しています。

- ①雨天時等滑りやすい状態で作業を行う場合には耐滑性の靴を使用してください。
 - ②作業を行う前に作業場所や周辺の床・地面の凹凸などの確認、整理整頓を行っ
てください。
 - ③トラックの荷台や荷の上での作業及び移動はできるだけ避け、地上での作業や
地上を移動することを検討してください。
 - ④やむを得ず荷台や荷の上で作業をする際は、荷台端部付近で背を荷台外側に向
けないようにし、後ずさりしないようにしてください。
 - ⑤2m以上の高所作業では安全な作業床を設置してください。*
(作業床の設置が困難な時は安全ネットの設置又は安全帯を
使用してください。)
 - ⑥床面と荷台との昇降について安全に昇降できる設備を
設置してください。*
 - ⑦墜落時保護用のヘルメットを着用してください。*
- ☑がない項目についても、現場の状況等に応じて措置を講じてください。*は未実施の場合、法令に抵触することがあります。



運送事業者の皆様へ



荷主・配送先の皆様へ



職場における**集団感染(クラスター)**が多発しています！

新型コロナウイルス 拡大防止対策 - 取組強化を！ -

勤務

- テレワーク、時差出勤の推奨

休暇

- 体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールと雰囲気づくり

環境

- 職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスクの徹底

場面

- 休憩所、食堂、更衣室、喫煙室等場の切り替りでの対策・呼びかけ

消毒

- 手洗い、手指消毒、咳エチケット、複数人の触る場所の消毒



大切な同僚と家族を守るため
基本対策を徹底しましょう